

**当座勘定規定の改正について**

2026年3月吉日  
株式会社SBI新生銀行

平素より当行をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、当行ではデジタル庁による「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、インターネットバンキングなど決済手段のデジタル化を進めております。

2025年9月にお知らせいたしました「手形・小切手の発行終了等に関するお知らせ」に伴い、**当座勘定規定を以下のとおり改正いたします。**

ご不便をおかけいたしますが、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

- **改正対象規定：当座勘定規定（一般当座用）**
- **改正日：2026年4月1日**
- **改正内容**

改正前 (2026年3月31日まで)	改正後 (2026年4月1日以降)
<p><b>第1条（当座勘定への受入れ）</b>                      (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。                      (2) ～ (4) 略</p>	<p><b>第1条（当座勘定への受入れ）</b>                      (1)当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<b>ただし、他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受け入れません。</b>                      (2) ～ (4) 略</p>
<p><b>第7条（手形、小切手の支払等）</b>                      (1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。                      (2)略                      (3)当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当行所定のお取引票等を使用してください。                      (4) 略</p>	<p><b>第7条（手形、小切手の支払等）</b>                      (1)小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<b>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</b>                      (2)略                      (3)当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当行所定のお取引票等を使用してください。<b>2026年10月1日以降は、当座勘定の払戻しに小切手を使用することができなくなりますので、当行所定のお取引票等を使用してください。</b>                      (4) 略</p>

次ページもご確認ください

改正前 (2026年3月31日まで)	改正後 (2026年4月1日以降)
<p><b>第8条 (手形、小切手用紙)</b></p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</p> <p>(3) ~ (4) 略</p> <p>(5) <u>手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u></p> <p>(6) ~ (7) 略</p>	<p><b>第8条 (手形、小切手用紙)</b></p> <p>(1) 当行を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。ただし、2026年9月30日までに振り出してください。</p> <p>(2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、かつ2026年9月30日までに振り出された手形であることを確認してください。</p> <p>(3) ~ (4) 略</p> <p>(5) 2026年4月1日以降、当行は手形用紙・小切手用紙を交付しません。</p> <p>(6) ~ (7) 略</p>
<p><b>第17条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</b></p> <p>(1) 手形、小切手を振出または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができますものとしてします。</p> <p>(2) 略</p>	<p><b>第17条 (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</b></p> <p>(1) 手形、小切手を振出または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができますものとしてします。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することができますものとしてします。</p> <p>(2) 略</p>
<p><b>第18条 (線引小切手の取扱い)</b></p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ (または届出の署名) があるときは、その持参人に支払うことができますものとしてします。</p> <p>(2) 略</p>	<p><b>第18条 (線引小切手の取扱い)</b></p> <p>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ (または届出の署名) があるときは、その持参人に支払うことができますものとしてします。なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当行の判断により支払いを拒絶することがあります。</p> <p>(2) 略</p>
<p><b>~約束手形用法~</b></p> <p>第1条~第2条 略</p> <p>第3条 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、できるだけ記入してください。</p> <p>第4条~第9条 略</p>	<p><b>~約束手形用法~</b></p> <p>第1条~第2条 略</p> <p>第3条 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。</p> <p>第4条~第9条 略</p>

次ページもご確認ください

改正前 (2026年3月31日まで)	改正後 (2026年4月1日以降)
<p>～為替手形用法～</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>第4条 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。</p> <p>第5条～第11条 略</p>	<p>～為替手形用法～</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>第4条 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。</p> <p>第5条～第11条 略</p>
<p>～小切手用法～</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<u>なお</u>、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。</p> <p>第3条～第9条 略</p>	<p>～小切手用法～</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うこととなりますからご承知おきください。<b>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</b></p> <p>第3条～第9条 略</p>

※下線部が削除箇所、赤字箇所が追加箇所

改正後の規定は、改正前よりお取り引きいただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。

今後とも当行をご愛顧いただきますよう、宜しく願い申し上げます。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

SBI 新生コーポレートコールセンター

電話番号：0120-511-025（銀行営業日 9：00～17：00）

※メニュー番号「1」をご利用ください。